平成２２年（フ）第６０９号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番38―203号
債務者　大西　秋俊
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
堺市堺区竜神橋町１丁４番５―1102号、住民票上の住所堺市堺区大町西３丁４番５―1101号
債務者　高松運送こと　高松政登志
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
堺市中区八田西町２丁３番14―203号
債務者　井川ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
大阪府藤井寺市林４丁目３番32号
債務者　**德**本シール技研こと　**德**本　保夫
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１５号
堺市西区津久野町１丁４番３―507号
債務者　中　　春夫
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１８号
大阪府羽曳野市向野２丁目２番516号
債務者　萬野　一好
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３５号
堺市美原区平尾193番地　北野ハイツ304号
債務者　榎本　幸次
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５１号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2232―３　狭山レークハイツ２―203、住民票上の住所大阪府大阪狭山市半田１丁目45番地の１　112号
債務者　田村大治こと　田村　弘之
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７６２号
堺市南区宮山台１丁６番４―201号
債務者　川端　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７３号
堺市堺区砂道町３丁３番13号　平田ハウス201号
債務者　ふみちゃんこと　足立　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７４号
堺市堺区砂道町３丁３番13号　平田ハウス201号
債務者　足立冨美子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８２８号
堺市南区高倉台１丁３番５―1206号
債務者　原　　仁司
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８３２号
大阪府松原市天美我堂７丁目510番地の７
債務者　辻　　幸良
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８４１号
堺市中区八田西町２丁３番19―108号
債務者　高田　美咲
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
北海道岩見沢市稔町983番地２
債務者　辻　　貴文
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２４２号
愛知県一宮市富士１丁目11番１号　県営朝日住宅２棟102号
債務者　石月　隆之
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３号
大阪府和泉市府中町３丁目15番25―101号
債務者　羽野　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地60棟504号
債務者　武元　健人
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係